

平成22年度社会福祉法人いいたて福社会事業計画

1. 基本方針

介護保険制度に係る処遇改善事業等により、世間で言われているように職員の処遇状況はある程度改善された。この制度は、当面、継続の方向へと示されているが財源については明示されておらず不安要素もあることから、施設の運営や経営も予断を許さない状況にあると思われる。

しかし、地域に根ざした福祉サービス（子どもから高齢者まで）を提供するためには各事業の安定化を図ることが最重要視されるため、定期的及び臨時に於いても理事会・評議員会・監事会を開催し、法人役員として経営のみならず積極的に運営に参画し、安全且つ安定した施設づくりを目指す。

2. 事業内容

・理事会・評議員会・監事会の開催

ア. 理事会年4回、評議員会年2回、監事会年1回を基準に開催する。

- 予算、決算、基本財産、事業計画及び事業報告の審議
- 定款及び諸規程変更の審議
- その他必要に応じて臨時に理事及び評議員を召集し審議する。

・役員研修等

ア. 関係機関が主催する役員研修会に参加する。

- 県主催の役員研修

イ. 先進施設、関連施設等への視察研修を実施

- 充実した運営及び経営のノウハウに関すること。
- 他施設から取り入れられるものの研究等

3. その他

ご利用者及びご家族等と役職員のコミュニケーションを図る交流会を実施

- 当会が運営する各事業所の主行事に参加
- ホーム家族会と当会役職員の交流会を実施
- 保育所の保護者会と役職員の交流会を実施